

令和5年度 岩手県農業研究センター試験研究成果書

指導	集落営農法人間の連携支援方策
【要約】集落営農法人間連携における取組は、意識醸成、連携活動の合意形成と事業内容等の具体化、法人設立等の段階に応じた支援がポイントとなる。	

1 背景とねらい

複数の集落営農法人（以下「集落法人」という。）が出資者となっている広域連携法人（以下「連携法人」という。）の実態調査から、集落法人の課題解決に向け、集落法人間の連携（法人設立を含む）を行う場合の具体的な取組検討内容や指導機関等の支援方策を整理する。

2 内容

連携法人の調査結果（表1）から、集落法人間連携における関係機関の取組段階別の支援方策のポイントは以下のとおりである（表2）。

(1) 意識醸成

ア 各集落法人の現状と将来の見通し、共通課題の把握

指導機関等が連携活動の検討を促す際には、まず、集落法人協議会等の活動を通じて、連携に関する話し合いの場を設定する。各集落法人の共通課題を把握するためには、所有機械やオペレーター等の現状を把握のうえ、将来の見通し等を提示しながら、担い手の減少・機械の更新コストが掛かる等の共通課題を見出すことが重要である。また、地域の関係機関の意識統一を図り、推進体制や役割分担を明文化することも有効である。

イ 共通課題の解決のための連携活動の必要性の判断

研修会や話し合いの場づくりを継続しながら、共通課題の解決に向けて、先進事例等を参考にした意識啓発や、連携活動により期待できる効果の提示等、連携活動の必要性の判断に対する助言・確認を行う。

(2) 連携活動の合意形成と事業内容等の具体化

ア 連携活動の目的・連携範囲の検討

集落法人の役員等との関係構築を図りつつ、合意形成に向け、共通課題の解決のための連携活動の目的の明確化、目的達成に向けた連携範囲の整理を行うとともに、各集落等人の意思決定のための助言・確認を行う。

イ 具体的な事業内容・従事者等の検討

連携の目的・範囲が整理されてきたら、具体的な事業内容・従事者等を検討するため、先進事例等の情報提供や事業内容のたたき台を提示しながら意思決定支援を行う。事業内容等がある程度具体化したら、収支シミュレーション等の5か年の収支計画の作成支援や連携法人の設立の必要性に対する助言を行う。

(3) 連携法人設立の具体的な内容の検討

法人設立に向けては、司法書士等の専門家と連携しながら、設立登記までのロードマップを提示したうえで、会社形態、出資金、必要となる資金調達、目論見書、定款等の具体的な内容に対する助言・作成支援等を行う。

3 活用方法等

(1) 適用地帯又は対象者等 農業普及員、JA営農指導員、市町村農政担当課等

(2) 期待する活用効果 県内の集落営農組織等の支援者の参考となる。

4 留意事項 調査結果の詳細については、報告書を参照のこと。

5 その他

(1) 関連する試験研究課題 (R3-1) 集落営農組織の実態・課題を踏まえた経営維持・発展方向の提示 [R3～R5/県単]

(2) 参考資料及び文献等

石津昌弘(2023)集落営農法人連合体育成の指導者マニュアル

6 試験成績の概要（具体的なデータ）

表1 連携法人の設立における関係機関の支援状況と運営方法の類型

設立における関係機関の支援状況	①地域段階における共通課題の把握 県や地域の集落法人協議会・生産組合の研修会等で連携に関する話題提供・集落法人の共通課題を把握【A~F】、現状の集落法人における機械やオペレーター等の資源点検と将来予測の把握【D~F】		
	②支援体制等 市町、県、JA等による連携法人育成プロジェクト等の立ち上げ【E, F】、県施策における組織間連携の明確化【C, D, E, F】、前身の任意組織等あり【A, B, C, D】、JAのサポート【A~F】		
運営方法の類型	組織形態	①株式会社【A, B, D, E, F, G】、②事業協同組合【C】	
	連携範囲	①旧村から隣接する3市町まで【各連携法人で異なる】 ②範囲内の全集落法人【B, C, E】、または賛同した集落法人【A, D, F】 ③集落法人以外もあり【B】、④農協出資【D, E, F】	
	事業内容	作業受託	①連携法人の機械・施設を使用して作業をする【A, B, C, E】 ②集落法人の機械を利用して作業する【D, E, F】 ※なお、作業をする従事者は、「従事者の確保方法」①~④のいずれか
		機械・施設の共同利用	①連携法人が整備し、複数の出資法人で使用する【A, B, C, E】 ②集落法人が所有する機械を他の集落法人が借用する（利用料は、減価償却分が機械所有している集落法人へ、保険料・修繕費・移動費等の必要経費と機械の更新費用が連携法人に入るように料金設定）【D, F】
		資材の共同購入	連携法人が、各集落法人で用いる肥料・資材等の資材を取りまとめて大口ロットで発注【B~F】
	主な従事者の確保	①連携法人で常時雇用する【A, F】 ②各集落法人に募って臨時的に労働力を提供してもらう（各集落法人との農作業受委託契約）【B, D, F】 ③集落法人のうち主に若手従事者がいる集落法人に、作業の再委託をする【D】 ④地域内外の若手農業者等を臨時雇用する（集落法人の構成員以外も含む）【B, C, E, F】	
	事務	①専従の従業員【A, B, F】、②JA【D, E】、③集落法人の代表が兼務【C】 なお、作業受託・共同利用等の調整事務は、場合によっては代表が実施【A, F】	
資金調達	①自己資金【B, D】、②自己資金+補助金【A, C, E, F】		

注)A~Fは、令和5年度研究成果「複数の集落営農法人が出資する広域連携法人の特徴と取組の意義」の連携法人A~Fに連動

表2 連携に向けた段階別取組検討内容と指導機関等に求められる支援方策

	連携に向けた段階別取組検討内容	指導機関等に求められる支援方策
意識醸成	各集落法人の現状と将来の見通し、共通課題の把握 ・機械、オペレーター等の現状把握と将来の予測 ・共通課題（担い手の減少、機械等の稼働率が低い、更新等のコストが掛かる、資材等の価格高騰等）の把握	話し合いの場の設定：集落法人協議会等の研修会等を活用した情報提供・意見交換 現状と将来の見通しの整理・提示：様式を提示し、所有機械やオペレーター等の現状把握と将来見通し等の提示による共通課題の整理 関係機関の意識統一：推進体制・役割の整理
	共通課題の解決のための連携活動の必要性の判断 ・連携活動により期待できる効果（コスト削減、農作業の効率化・安定化、品質安定化、雇用・仕事の創出、信頼関係の向上等） ・連携活動をする、しないの判断	検討の場の継続：集落法人協議会等の活動を通じた研修会や話し合いの場作りを継続 連携活動の意識啓発：先進事例等の情報提供 連携活動の必要性の判断に対する助言：期待できる効果等の提示
連携活動の合意形成と具体化	連携活動目的、連携範囲（何を目的に、どこと連携するか）の検討 ・共通課題の解決のための目的と目的達成のための連携範囲（目的別、地域の範囲等） ・集落法人のみ、個人の担い手・法人、農協等の範囲や役割を決定	合意形成に向けた助言・確認：集落法人の役員等と関係構築と話し合いの場の継続、目的の明確化や連携範囲に対する助言、各集落法人等の意思決定に対する助言と確認
	具体的な事業内容、従事者（事務含む）等の検討 ・事業内容（作業受託、機械・施設の共同利用、資材の共同購入等） ・作業受託・機械等の共同利用の方法と料金設定 ・従事者の確保方法（出資法人や地域内外からオペレーター募集、再委託、法人を設立して雇用する等） ・作業受託・共同利用等の調整役 ・5ヵ年の収支計画の作成・法人設立の必要性の検討	事業内容や従事者の具体化に向けた助言・確認：先進事例等を活用した情報提供や事業内容のたたき台の提案、参画する集落法人の意思決定の支援 5ヵ年の収支計画等の作成支援・助言：収支のシミュレーション等の作成を支援 連携法人設立の必要性に対する助言：法人設立することによるメリット・デメリットを提示
法人設立	法人設立の具体的な事項の検討（法人化する場合） ・目的に応じた会社形態・必要となる出資額、出資者 ・資金調達の方法（自己資金、補助金の活用、融資等） ・発起人会の発足、設立総会の開催 ・目論見書案、定款案、登記までのロードマップ作成	法人設立に向けた助言・支援等（司法書士等の専門家と連携して進める）：会社形態別の特徴の提示・助言、補助事業等の活用の情報提供、登記までのロードマップの作成支援

【担当】企画管理部 農業経営研究室